



報道機関 各位

記者発表資料

令和4年12月1日(木)

問い合わせ先:防災課

課長:中根担当:土井

電話:829-1127

内線:2358

災害時における避難場所としての施設利用に関する協定を締結しました

さいたま市では、災害発生時に市民が緊急に避難するための指定緊急避難場所及び 指定避難所を補完する二次避難所として施設を利用することについて、学校法人明星 学園と次のとおり協定を締結しました。

1 協定名

災害時における避難場所としての施設利用に関する協定

2 協定締結先

学校法人 明星学園

- 3 協定の内容
  - (1) 浦和学院高等学校の敷地を指定緊急避難場所として利用すること
  - (2) 浦和学院高等学校の施設を二次避難所として利用すること
  - (3) 二次避難所の運営に関し、市に協力すること
- 4 協定施行日

令和4年12月1日(木) ※調印式は行いません。

## <参考>

## 【 指定緊急避難場所 】

切迫した災害の危険から緊急に逃れ、身の安全を確保する場所。 地震や洪水など、災害の種類ごとに指定しており、浦和学院高等学校は、 ①地震、②洪水、③崖崩れ、の3種類での指定となります。

## 【二次避難所】

災害時に、避難者を指定避難所だけで受け入れることが困難となった場合に、 必要に応じて開設される避難所。

